

## 評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白老町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (費用弁償)

第2条 評議員がその職務のため評議員会等に出席したときは、役職員等旅費支給規程第6条第2項の規定に基づき交通費を支給する。

### (支給方法)

第3条 交通費の支給方法については、通貨をもって本人に支給する。

### (公表)

第4条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。